

# 恵庭市まちづくり基本条例の 見直しに関する報告書

平成30年12月25日

恵 庭 市

# 目次

---

	ページ
1. はじめに	1
2. 条例の見直し（改正）について	2
3. 今後の取組みの方向性について	3

## ●参考資料

- (1) 恵庭市まちづくり基本条例
- (2) 恵庭市まちづくり基本条例検証報告書  
(恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会)
- (3) 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱
- (4) 恵庭市まちづくり基本条例庁内推進委員会設置要綱

## 1. はじめに

恵庭市の自治運営のための基本的な理念や原則を明らかにし、協働のまちづくりを実現するための仕組みを条例化したものとして、平成26年1月1日「恵庭市まちづくり基本条例」は施行されました。

この基本条例は、5年を超えない期間ごとに、条例が社会情勢に適合しているか検討を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うものとしており（条例30条第1項）、その検討に当たっては、市民が参画する委員会を設置し市民の意見を聴くこととしています（条例30条第2項）。

このため、平成30年4月より「恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会（以下、市民検討委員会）」を設置し、8回の会議を経て、重点項目を中心に条例に基づく協働のまちづくりがどのように進められてきたかを検証しました。

その結果、多くの項目で条例の精神が市の施策や職員の意識、議会活動などに着実に浸透していることから、現行の基本条例の内容を見直すべき情勢の変化もないと判断し、それらをまとめた報告書が市長に提出されました。

市では、市民検討委員会の報告に基づき、「恵庭市まちづくり基本条例庁内推進委員会（以下、庁内推進委員会）」において基本条例の検証を行った結果、現時点では基本条例の条文の見直しは行わないことを確認しました。

この報告書は、市民検討委員会の意見を踏まえた市の今後の取組みの方向性をまとめたものであり、市議会や市民へ報告・公表するとともに、これからも基本条例の趣旨に沿った協働のまちづくりを推進するため、課題の解決や改善に向けた取組み状況を庁内推進委員会で確認しながら、全庁的に進めて参ります。

## 2. 条例の見直し（改正）について

### 市民検討委員会の検証結果

市民検討委員会においては、重点項目を中心にまちづくり基本条例が市の施策にどのように反映されてきたかの検証が行われました。

重点項目の検証のとおり、多くの項目で今後も引き続き努力を積み重ねる必要がありますが、条例の精神が市の施策や職員の意識、議会活動などに着実に浸透していると評価するとともに、現行の基本条例の内容を見直すべき情勢の変化もないと判断されました。

まちづくり基本条例による市のまちづくりは5年前に始まり、条例制定時には機運も高まりましたが、今後も末永くこの条例の精神が、普遍的に市のまちづくりに取り入れられ、施策の隅々にまで浸透していくことを期待し、検証結果の報告としています。

### ●庁内推進委員会の検証結果

市では、市民検討委員会の報告に基づき、庁内推進委員会において基本条例の検証を行った結果、現段階では「条文の見直しは必要ない」と判断しました。

条例が制定されてから様々な施策の展開において積極的に市民の参画・参加を図り、市民との協働のまちづくりに取り組んで参りましたが、これからも基本条例の趣旨や市民検討委員会の意見等を踏まえ、課題の解決や改善に向けた今後の取組みの方向性を明確にしながら協働のまちづくりを更に推進していく必要があります。

### 3. 今後の取組みの方向性について

#### 【重点項目 1】 市民の協働によるまちづくりへの参画

##### 視点①

市民の参加・参画の状況を、行政評価マニュアルによる検証を踏まえ、今後さらに市民参画が高まるための取組みを考える。

##### (1) 市民検討委員会からの報告

今後は、各事務事業の取組みを取りまとめるに留まらず、良い取組み事例や市民参加の取組みが不足している事例の公表や改善に向けた方策を示すなど、より積極的に市民参加・参画が進むよう後押しすることが必要であると考えます。

行政評価については、まちづくり基本条例の素案を検討していた頃からPDCAサイクルの実効性が課題とされ、特に評価結果を次の施策にどう反映するか工夫が必要とされておりましたが、今回の検証においても同様の意見が出されました。

行政事務には生産性や効率性といった視点になじまないものも多くありますが、評価結果の反映という視点は大変重要であることから、定量的な評価ができるような工夫を行うことや評価結果の反映について、一層取組みを進める必要があると考えます。

##### (2) 今後の取組みの方向性

###### ① 市民参加・参画の後押しについて

市では、平成27年4月に「行政評価マニュアル」を策定し、その中で施策や事務事業の性格・内容ごとに、どのような市民参加を求めるのか、どのような手法を用いるかの確認を事前評価として位置づけ「市民参加度チェックマニュアル」を定めており、予定していた市民参画・参加が実際に行なわれたかどうかを後年次の事務事業評価で検証しております。

今後においても、「市民参加度チェックマニュアル」を確実に実行し、市民の参画・参加を着実に推進するとともに市民参加に関する情報発信の充実に努め、協働のまちづくりへの幅広い市民の参加と意識の醸成を図っていきます。

##### 【課題と方策】

■課題 ・ 審議会等の公募に対する応募が少ない

□方策 ・ 市民が参画・参加しやすい環境づくりの検討

## ②実効性のある行政評価について

平成27年4月に策定した「行政評価マニュアル」に基づき、事務事業評価を実施し、施策や事務事業の目的や現状と課題を明らかにしながら、成果指標の分析や効果・妥当性等を客観的に評価し、事業の改善・適正化を図るとともに行政評価を通じ、職員一人ひとりが目的・成果・コスト意識を持つことにより、財源を効率的・効果的に活用する意識の徹底を図っています。

今後においても、行政評価マニュアルを確実に遂行し、指標設定に基づく客観的な評価の実施や評価後の進捗管理の徹底による業務改善の推進による戦略的な行財政経営の実現に向けた進化を図っていきます。

### 【課題と方策】

■課題 ・評価結果の市民へのわかりやすい周知

□方策 ・市民へ伝わるわかりやすい資料の作成

## 視点②

未来を担う子ども達の豊かな成長を願い、家庭や学校と地域が一体となった子育てを促進するための取組みを考える。

### (1) 市民検討委員会からの報告

未来を担う子ども達が知・徳・体のバランスの取れた成長をとげ、高度情報化、国際化、価値観の多様化する社会をたくましく生きていく力を身に付けることができるよう、これまで行われている体験型事業の充実を図るとともに、家庭と学校、地域住民や市民団体等が更なる連携を深め、子ども達の豊かな学びを支える地域の教育力の向上を図る必要があると考えます。また、小・中学校が取組む「地域とともにある学校」を実現するためには、豊かな人生経験の中で培われた知識や技能を有するアクティブシニアの積極的な参加が大きな鍵となります。

### (2) 今後の取組みの方向性

#### ①地域と連携した体験型事業について

地域が主体となって恵み野・柏・島松・恵庭・若草の5小学校区で「通学合宿」を実施しており、市では企画から実施段階での必要に応じた情報提供及び活動記録支援を行っています。

今後も現在の実施水準の維持を基本とし、体験学習の機会を継続的に提供する事を目指し、地域特性に応じた支援のあり方を随時検討し、適切な支援を行っていきます。

### 【課題と方策】

■課題 ・支援者の固定化と高齢化

□方策 ・運営スタッフの担い手拡大と、より効率的で持続可能な事業運営の確立に向けた支援

### ②コミュニティ・スクール(学校運営協議会)について

市内小・中学校において、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)を平成29年度から順次設置し、各学校がそれぞれ保護者や地域住民と連携して子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりに取り組んでいます。

今後も引き続き各校に設置することにより、長期休業中の学習会や放課後学習会のサポート、九九や音読のチェック(CS検定)など保護者や地域住民が学校運営に参画し、支援や協力を促進することで、特色ある学校づくりや教育活動の充実を図っていきます。

### 【課題と方策】

■課題 ・運営を支援してもらう地域人材の確保

□方策 ・様々な媒体を活用した活動内容の周知  
・支援者の募集と育成、活動支援

## 【重点項目 2】 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み

### 視点①

地域で活動する市民、団体などの拠点となる「市民活動センター」の活動状況を検証し、今後さらに地域関係団体等がつながり、協働のまちづくりを進めるための取組みを考える。

#### (1) 市民検討委員会からの報告

現在、コーディネーター 1 名体制で市民活動団体から寄せられる様々な要望や問合せに対応しており、組織としての安定性やその基礎となる安定的な収入の確保などが課題となっています。

市民活動支援の本格的な取組みは始まったばかりですが、今後は、組織と収入の安定に向けた方策を講じることで一層の市民活動の充実、活発化に向けて取り組むことが必要です。当面の間、市民活動センターが自立して運営できるように、市がその活動をサポートしていくことが必要であると考えます。

#### (2) 今後の取組みの方向性

組織の安定性及び社会的信用性を高めるため、NPO 認証取得に向け、事務を進めています。また、市民活動センターの自立に対しては、これまで市が担っている業務を市民活動センター運営協議会に委託化することを検討しています。

今後は、市民活動センター運営協議会として年内に NPO 認証を取得し、次年度から NPO 法人として自立した組織としての活動を目指しています。

#### 【課題と方策】

- 課題 ・官民協働による NPO として自立した安定的な組織運営
- 方策 ・業務委託などを通じた市の支援

### 視点②

協働のまちづくりの重要な担い手である町内会などの地域コミュニティの活動状況を検証し、今後さらにコミュニティの形成や活動を促進するための取組みを考える。

#### (1) 市民検討委員会からの報告

この制度（地域担当職員）もまちづくり基本条例制定後に始まったばかりですので、今後、地域担当職員の配置体制を検討するとともに、地域担当職員が地域とどう深く関わっていくか、また、加入率など町内会等が抱える問題の解決にどう取り組んでいくか活動の幅が広がることを期待します。



## (2) 今後の取組みの方向性

### ①地域担当職員について

地域担当職員は、恵庭地区、恵み野地区、島松地区に各 1 名配置しており、年度当初に打合せ会議を行い前年度の取組み状況や課題、今年度の取組み予定等について情報の共有を図っています。

今後も年数回打合せ会議を開催し、課題や取組み状況について情報の共有に努めていきます。

#### 【課題と方策】

■課題 ・地域担当職員の配置体制

□方策 ・地域担当職員の配置に関する定期的な検証と意見交換の実施

### ②町内会加入率の促進について

加入促進パンフレットを作成し、転入者及び未加入者への配布及び平成 26 年に北海道宅地建物取引業協会札幌東支部、恵庭市、恵庭市町内会連合会で加入促進に関する協定書を締結しました。

町内会加入率の促進については、町内会連合会の広報部会においても課題として取上げており、今後も協議を進めていくことが必要であると考えます。

#### 【課題と方策】

■課題 ・町内会加入率の促進に向けた取組

□方策 ・加入促進活動に関する先進事例の調査研究

## 視点③

相次ぐ自然災害が発生する昨今、これまで以上にコミュニティのつながりが重要となることから、現在の防災体制の状況を確認し、地域における必要な取組みを考える。

### (1) 市民検討委員会からの報告

今後さらに、防災のための資機材の整備の補助を行う自主防災組織等活動支援助成事業の実施や防災学習会等による支援を行うことにより、組織率を高め、防災活動の活発化に取組みを進める必要があります。

自主防災活動を通じて地域のつながりや結びつきが強まり、地域コミュニティの維持や深化につながることを期待されます。

特に、防災において一番重要な情報の伝達について、地域での自発的な取組みを尊重しつつ、行政が効果的に関わっていく必要があると考えます。

## (2) 今後の取組みの方向性

### ①防災活動の活発化について

地域の防災に関する支援については、自主防災組織等活動支援助成事業をはじめ出前講座による活動支援、地域版避難所運営マニュアルの作成を通じた自主防災活動の活性化や防災学習会などの企画を通して努めてきたところです。

今後も引き続き地域防災力向上のため、自助・共助の必要性から自主防災組織の組織率向上を目指します。

#### 【課題と方策】

■課題 ・高齡化や加入率の低下等による町内会活動の担い手不足に伴う防災活動への影響

□方策 ・担い手不足にある町内会活動を踏まえた学校やコミュニティ・スクールと連動した防災活動の展開や未組織町内会への継続した働きかけと組織化に向けた支援

### ②防災における情報伝達について

市の情報伝達は、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連動した防災行政無線による情報発信やFMe-niwaとの災害協定締結、恵庭市メール配信サービスによる登録者への個別配信などの手法により備えています。

今後は防災情報の多重化や多様化を検討し、災害種別に応じて、効果的な発信手段を選択できるようにすることを目指します。

#### 【課題と方策】

■課題 ・防災行政無線の老朽化  
・避難行動要支援者や高齡者等の災害弱者への情報伝達

□方策 ・防災行政無線の更新等、情報伝達方法の強化  
・メール配信サービスの登録者数を増やすための多様な情報提供  
・災害種別に即した効果的な情報発信方法の調査・研究

## 【重点項目 3】 職員の協働によるまちづくりの取組み

### 視点

まちづくりに対する職員の職務遂行の姿勢や自らの参加状況を検証し、今後さらに市民と協働のまちづくりを推進するための職員に求められる取組みを考える。

#### (1) 市民検討委員会からの報告

職員は、更に自己研鑽に努め、地域活動にも積極的に参加し、基本条例に規定されているように「まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に発揮し、自らも市民として積極的にまちづくりに参加する」職員となっていくよう期待しています。

#### (2) 今後の取組みの方向性

社会に貢献する職員の養成に向けた「恵庭市人材育成基本方針」に基づき、まちづくりに関する専門的な知識及び能力を高めるための各種研修を実施しています。こうした研修を通して職員一人ひとりが専門知識の習得や職務遂行上必要なスキル向上に取り組んでいます。また職員課においては、研修機会の確保はもとより、効果的な研修の研究・企画とともに、職員自ら取り組む自己研鑽の支援などを行っています。

今後は、人事評価と連動した人材育成を一層進めるために、人事評価結果を反映した職員育成計画を立て実践・評価できる仕組みをつくり、基本条例に規定されている「市民と協働のまちづくり」の現場で活躍できる人材の育成を目指します。

#### 【課題と方策】

- 課題
  - ・人材育成プログラム検討委員会における、時代に即応したより効果的な研修手法等についての検討
  - ・市職員の地域活動への積極的な参加
- 方策
  - ・職員育成計画の実行
  - ・OJT トレーナーの育成スキルの向上
  - ・評価者の育成計画作成スキル及びトレーナー育成スキルの向上
  - ・市職員の町内会加入状況の把握と加入促進

## 【重点項目 4】 議会・議員の協働によるまちづくりの取組み

### 視点

議会・議員の調査研究や政策形成に関する取組みを検証し、基本条例による影響を考える。

#### (1) 市民検討委員会からの報告

議会の政策形成活動として代表的なものは議員提案による条例制定ですが、近年において「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」と「恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例」が議員提案により制定されていることから、他市町村と比べて恵庭市議会は政策形成活動が活発であることが確認できます。

今後、これらの条例の目的に資する取組みを市としてどのように進めていくかが課題となっています。

#### (2) 今後の取組みの方向性

「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」では、この条例を踏まえ、従前の「スポーツ振興計画」を見直し、新たに「運動・スポーツ推進計画（平成 28～37 年度）」を策定し取組んでいます。恵庭市議会スポーツ振興議員連盟（全議員加入）とも連携し、運動やスポーツを通じた活力に満ちたまちづくりを推進していきます。

「恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例」では、恵庭市農商工連携ネットワークと連携し、市や各種関係団体等が主催する各種イベントにおいて、恵庭産の食材を活用したメニューの提供やブースを設置するなどし、恵庭産のビールやその他酒類及び清涼飲料水での乾杯について、広く市民周知を図っていきます。

市と議会は、議員提案条例をはじめ、市民の意見をより反映した政策形成に努めるとともに、市内の様々な団体と連携した協働のまちづくりに取組んでいきます。

#### 【課題と方策】

■課題 ・ 条例の認知度の向上と具体的な取組みの推進

□方策 ・ 各種イベント関係団体との調整や市民周知の方法に関する検討

※ 今後の取組みの方向性に沿った対応一覧表

項目	視点	今後の取組みの考え方	考え方に沿った取組みの例【課題と方策】	備考
【重点項目1】 市民の協働によるまちづくりへの参画	視点①	①市民参加・参画の後押しについて	【課題】 審議会等の公募に対する応募が少ない 【方策】 市民が参画・参加しやすい環境づくりの検討	
		②実効性のある行政評価について	【課題】 評価結果の市民へのわかりやすい周知 【方策】 市民へ伝わるわかりやすい資料の作成	
	視点②	①地域と連携した体験型事業について	【課題】 支援者の固定化と高齢化 【方策】 運営スタッフの担い手拡大と、より効率的で持続可能な事業運営の確立に向けた支援	
		②コミュニティ・スクール（学校運営協議会）について	【課題】 運営を支援してもらう地域人材の確保 【方策】 様々な媒体を活用した活動内容の周知・支援者の募集と育成、活動支援	
【重点項目2】 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み	視点①	市民活動センターについて	【課題】 官民協働によるNPOとして自立した安定的な組織運営 【方策】 業務委託などを通じた市の支援	
	視点②	①地域担当職員について	【課題】 地域担当職員の配置体制 【方策】 地域担当職員の配置に関する定期的な検証と意見交換の実施	
		②町内会加入率の促進について	【課題】 町内会加入率の促進に向けた取組 【方策】 加入促進活動に関する先進事例の調査研究	
	視点③	①防災活動の活発化について	【課題】 高齢化や加入率の低下等による町内会活動の担い手不足に伴う防災活動への影響 【方策】 担い手不足にある町内会活動を踏まえた学校やコミュニティ・スクールと連動した防災活動の展開や未組織町内会への継続した働きかけと組織化に向けた支援	
		②防災における情報伝達について	【課題】 防災行政無線の老朽化 避難行動要支援者や高齢者等の災害弱者への情報伝達 【方策】 防災行政無線の更新等、情報伝達方法の強化 メール配信サービスの登録者数を増やすための多様な情報提供 災害種別に即した効果的な情報発信方法の調査・研究	
	【重点項目3】 職員の協働によるまちづくりの取組み	視点	職員の育成について	人材育成プログラム検討委員会における、時代に即応したより効果的な研修手法等についての検討 市職員の地域活動への積極的な参加 【方策】 OJTトレーナーの育成スキルの向上 評価者の育成計画作成スキル及びトレーナー育成スキルの向上 職員育成計画の実行（試行期間：H30.10.1～） 市職員の町内会加入状況の把握と加入促進
【重点項目4】 議会・議員の協働によるまちづくりの取組み	視点	議会・議員の調査研究や政策形成について	【課題】 条例の認知度の向上と具体的な取組みの推進 【方策】 各種イベント関係団体との調整や市民周知の方法に関する検討	